

2011年12月14日

奈良市議会 議会制度検討特別委員会
委員長 土田敏朗様

奈良市議会議員 酒井孝江

要 望 書

1, 複数の常任委員会に所属できるように、これを優先課題に入れて下さい。

委員になることに希望者の多い常任委員会はいつも、複数の方が希望し、決まった人数に納めるために、希望した人が入れないことが度々あります。

しかし、議員が取り組みたい課題、市民が必要としている課題を解決するためには、議論は大いにされる必要があります。

また、各委員会の担当する業務内容が、偏って多い委員会もあり、そこへ多くの議員が入ることを希望しますが、他の委員会と同じ人数で切られるため、あきらめざるを得ない議員も出ています。

業務内容が多いのに、委員が他の委員会と同様の人数では、その委員会の業務の改革・進行等が遅れる恐れもあるのではないのでしょうか。

重要な課題を抱えて、ぜひこれを解決したいと熱意を持った議員が、人数制限のために委員会に入れず、仕方無しに本会議で取り上げるのを待たねばならない状況があります。

そして、それが無所属議員の場合、本会議の1年間の発言時間が「60分」と決められていて、持ち時間が残り少ない場合、取り組みたい課題を取り上げることに充分時間を取れない状態です。

これは議員の本来の職務を遂行するのに妨げとなっているのではないのでしょうか。

それはまさに、市民の声が遮られることにもつながるのではないのでしょうか。

ぜひとも早急に、希望者は複数の常任委員会に所属できるよう、改めていただくことを要望します。

2, 本会議での発言時間の中に、理事者の発言時間を入れないで下さい。

「議会運営等に関する申し合わせについて」(平成21年8月10日現在)によると、本会議での発言時間については、会派に所属している議員は自身の持ち時間の他に、代表質問の時間が取れます。

しかし無所属議員の場合は、本会議の1年間の発言時間が「60分」と決められています。

これでは同じ市議会議員であるのに、会派に所属しているか否かで、発言時間が変わってきて、一人の議員の1年の持ち時間も違ってきます。

これはまるで、会派に所属しない議員へのペナルティにすら受け取れないでしょうか。

会派に所属するか否かは、本来、個人の自由ではないでしょうか。

意見が同じ議員が多ければ大会派となりますが、少数派となる無所属も、他の議員と何ら、区別をされるべきではないと思います。

そのような中で、議員の発言時間には、理事者の発言時間も入っています。

議員の持ち時間と言っているのに、理事者の発言時間も入っていると聞いて、多くの市民は驚いています。

ある市民は「じゃあ、議員の発言時間で本当に短いんですね」と言われました。

市民に対して紛らわしいので、「議員の発言時間」ではなく「議員と理事者の発言時間」と表現すべきです。

理事者の発言時間の中には、理事者が席を立ち、演壇にたどり着いて発言し、席に戻るまでの時間も含まれます。

そうして議員の発言時間が消費されることを、市民は知っているでしょうか。

市民が想像もしないことですのできちんと公表すべきですし、やはり変ですので改めるべきです。

本会議での発言時間の中に、理事者の発言時間を入れないようにお願いします。